

入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する委託業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

1 委託業務内容

- (1) 業 務 名 林野火災警報・注意報制度周知テレビCM等広報業務
- (2) 仕 様 等 業務仕様書による
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和9年3月26日まで
- (4) 履行場所 県内一円

2 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年11月13日（金） 午前10時00分
- (2) 場所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁舎4階4―1 特別会議室

3 入札参加資格

- (1) 入札参加者は、次の書類を提出しなければならない。
 - ア （様式第1号）参加資格確認申請書
 - イ （様式第2号）会社概要及び過去3年間の主な同種業務の受託実績
- (2) 調書を提出した者は当該調書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 提出場所及び提出期限
岩手県復興防災部消防安全課消防保安担当
令和8年11月5日（木）17時
- (4) 審査結果は、入札参加者資格確認通知書により令和8年11月9日（月）までにメール及びファクシミリにより通知する。
- (5) 提出書類等は、岩手県において審査するものとし、要件が満されると認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

4 入札書に関する事項

入札書には、下記を記載の上、押印すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印。委任された者が入札を行う場合は、委任者住所、氏名、受任者氏名及び印）
- (3) 入札書の宛名は「岩手県知事 達増拓也」とする。
- (4) 入札金額
- (5) 入札件名

5 入札の方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書は、2(1)の日時に2(2)の場所に持参するものとし、郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書の内容額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札参加者の印で押印をしておかなければならない。また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (4) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

6 入札保証金に関する事項

- (1) 入札参加者は、入札金額の 100 分の 110 に相当する金額の 100 分の 3 以上の金額を岩手県会計管理者に納付しなければならない。ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。なお、当該保険証券の保険期間は、入札及び開札の日から 7 日間以上とすること。
- (2) 入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む。）終了後、請求書の提出を受け、当該入札参加者又はその代理人に還付する。ただし、落札者に対しては、契約締結後に還付する。
- (3) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは岩手県に帰属すること。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者がした入札の場合
- (2) 入札保証金を納付せず（納付を免除された者を除く）、又は金額が不足した場合
- (3) 入札書に所定の記名押印のない入札の場合
- (4) 入札金額を訂正した入札の場合
- (5) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札の場合
- (6) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札の場合
- (7) 同一入札の参加者又は代理人が 2 つ以上の入札をした入札の場合
- (8) 代理人が提出した入札で、委任状が提出されていない入札の場合
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札の場合

8 落札者の決定方法

- (1) 本件委託業務に係る入札公告及び入札説明書で示した全ての要件を満たしている者であって、会計規則(平成 4 年岩手県規則第 21 号)第 100 条の規定により決定された予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定する。

9 再度入札に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札に付する。

10 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、契約保証金として契約金額の100分の5以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金には利息を付さない。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。

11 契約に関する事項

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約条項は別添契約書案のとおりとする。
- (3) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。
- (4) 契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とする。

12 その他

- (1) 入札参加者が本件入札又は契約に関して要した費用については、全て入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
岩手県復興防災部消防安全課消防保安担当
020-8570 盛岡市内丸10番1号 電話番号 019-629-5556 F A X 019-629-5174